

生活凶画事件と松本五郎追悼展から 考える現代社会

清 末 愛 砂

今年八月一日から三日まで、鹿追町の福原記念美術館の一角で「松本五郎展―自由な心を求めて―」（松本五郎追悼展実行委員会主催）が開かれた。「松本五郎」という名を耳にする、道内ではピンと来る読者の方も多いのではないだろうか。道内のメディア等が大日本帝国時代の治安維持法（一九二五年制定、一九四一年の法改正で厳罰化）による弾圧問題を取り上げるときに、厳しい弾圧経験を持つ道内の当事者として松本さんやそのご親友の菱谷良一さんのことをたびたび報じてきたからである。したがって、本稿で私が紹介するまでもなく、本追悼展の開催を知っていた、または本追悼展を観に行ったという読者もおられるかもしれない。

二〇二〇年一〇月二四日に九九歳でお亡くなりになった松本さんは、長年にわたる小学校での教職を経た後に高校の美術教員を務めた画家であった。旭川師範学校で学んでいた一九四一年九月二〇日、多数の思想犯を生んだ世紀の悪法の一つである治安維持法違反を問われ、菱谷さんらとともに逮捕された。二〇歳のときであった。夏は暑く、冬は極寒の

旭川刑務所で一年三か月の獄中生活を強いられた後に、菱谷さんらとともに釈放された。

松本さんたちは、治安維持法第一条の「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ（中略）結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」とみなされた。より具体的に書くと、松本さんらは日常生活の各シーンを題材に絵を描いてきたが、これらの中の例えばレコード鑑賞中の学生たちや休憩中に寝転がって話をする学生たちの姿等が「目的遂行ノ為ニスル行為」、すなわち共産党等の結成を目的とする集いや啓蒙活動に該当するとされたのである（生活凶画事件）。

福原記念美術館で松本さんの油彩画（その多くは風景画と静物画）を目にした瞬間、素朴な美しさと力強さの双方が備わった絵」という印象を受けた。生活凶画事件当時の作品とタッチは似ているが、一味違う作風が示されている。展示されている作品だけを切り取って見ていると、一人の画家の身の上に国家権力がいかなる形で襲いかかり、表現することが罪に問われ、その経験がどれほどの辛苦を強いるものであったのか、ということ

読みとりにくいかもしれない。

苛酷な経験を人前で語ることは大きな勇気が必要とされることが多い。語るという行為自体が追体験等により強い苦痛をもたらしかねないものであるからだ。松本さんも長い間、生活凶画事件について人前で語るものがなかったと聞いている。しかし、教え子たちの支え等もあり、このような事件が繰り返されるのではないようにするために証言活動を始めたのだという。

大日本帝国時代は、要塞地帯法（一八九九年制定）、軍機保護法（一八九九年制定）、治安維持法といった治安立法の下で数多の人々が監視されたり、恣意的な逮捕や予防拘禁等により身体の自由を奪われたりした。それらに対する反省として現在の日本では、現行憲法により、「法律による留保」を付さない形で思想良心の自由（一九九条）や表現の自由（二二条）等が規定されている。ところが、近年では特定秘密保護法（二〇一三年制定）、組織的犯罪処罰法の改定によるテロ等準備罪（共謀罪）の導入（二〇一七年）、重要土地調査規制法（二〇二一年制定）といった、明白な違憲立法といえる数々の治安立法が強行成立してきた。大日本帝国時代に逆行しているというべき状況である。こういうときであるからこそ、松本さんのご意思／ご遺志の意味を再考し、それを活かすことが強く求められていると思わずにはいられない。

へきやすえ あいさ・室蘭工業大学大学院工学研究科教授